津久見市教育委員会

会　議　議　案

令和２年２月２５日

津久見市教育委員会

津久見市教育委員会議事日程

1　会　　期　　令和２年２月25日(火)　午後２時10分から

2　議事日程

(1)　開　会

(2)　議　案

議案第20号　令和２年度当初予算案の概要について　… 4

議案第21号　津久見市立学校文書取扱要綱の一部改正について　… 8

議案第22号　区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について　… 11

議案第23号　区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について　… 12

議案第24号　区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について　… 13

議案第25号　区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について　… 14

議案第26号　区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について　… 15

議案第27号　区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について　… 16

議案第28号　区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について　… 17

議案第29号　区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について　… 18

議案第30号　津久見市立学校小規模特認校就学の許可
について … 19
議案第31号　津久見市立学校小規模特認校就学の許可
について … 20
継続協議（平成30年度議案第31号）第一中学校・第二中学校
統合についての協議 … 21

(3)　報　告
①　1、2月の行事報告について … 21
②　2、3月の主な行事予定について … 23

(4)　その他
①　次回の委員会開催日程について … 24

(5)　閉　会

(2) 議　案

議案第　20　号　令和２年度当初予算案の概要について

管理課　〈予算編成方針〉

教育委員会管理課は、義務教育を享受する児童生徒が、日々、安全に、安心して学校生活を過ごすことができるよう、施設内外における教育環境の整備を行っている。学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、その維持管理については学校教育活動を行うための基本的な教育条件であるため、充実した教育活動を存分に展開できるよう、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むため、快適で居心地が良く、十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を保つ必要がある。

しかしながら、現実的には学校施設内外部の経年劣化による修繕の必要な箇所が増加傾向にあるなど、課題が山積しており、十分な改修等が行われていないという状況である。

そのような中、令和元年度中に学校施設ごとの「個別施設計画」が策定されることとなったことで、長寿命化等の方向性が決定され、平準化した１０年間の中期的な計画が完成する。今後は、この計画書を参考とし、各学校ごとの連携・意思疎通を図りながら、様々な経費の縮減に向け、費用対効果を念頭に事業を推進していくことが重要であると考えている。

令和２年度から、新たにプログラミング体験をはじめとしたプログラミング教育を含む新学習指導要領が全面実施されることから、昨年度は指導者用にタブレットを整備したところであり、今後は児童生徒用のタブレットを段階的に整備していく必要がある。タブレットの台数やWi-Fi環境等については、まだまだ全国的にもばらつきがあり、国の動向を注視する必要があるが、いずれにしても、様々な補助制度の活用を図りながら、計画的にＩＣＴ環境整備を推進していく必要があると考えている。

第一中学校及び第二中学校の統合については、平成２９年６月にＰＴＡ関係者、学

校関係者、商工会議所、区長会等からなる「第一中学校・第二中学校統合検討委員会」を設置し、９回にわたる議論の結果、教育長へ「報告書」を提出。その内容を踏まえ「中学校統合計画（素案）」を取りまとめたところである。今後は、多くの市民や関係者の方々から意見を聴きながら、「中学校統合計画」を決定し、新設中学校の開設に向けての準備を進めていくこととなる。このような経緯を踏まえ、今年度は、「特色・魅力・活力ある学校づくり」のため、第一中学校及び第二中学校における統合の方向性や考え方を示す「統合基本計画」を策定したいと考えている。

奨学資金事業特別会計においては、現況に見合うものとなるよう平成27年度に改正した制度内容や条例等に基づき、今後も引き続き本制度の利用促進を図っていく。

学校教育課　〈予算編成方針〉

学校教育課は平成３１年度「学校教育指導方針の中で、「ふるさとを愛し、自ら学ぶ意欲と活力に満ちた津久見っ子の育成」をうたい、学校教育振興事業、学力・地域教育力向上支援事業、保健体育事業及び学校給食事業等に全力を挙げて取り組んでいる。令和２年度（来年度）の小学校、３年度の中学校の学習指導要領の完全実施に向けて、２０年先を見据えた新たな教育施策・事業を展開していく重要な転換期を迎えている。予測困難で変化にとんだ時代に柔軟に対応し、力強く生き抜く児童・生徒を育成するために、次世代に必要な資質・能力を明確にし、知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等をバランスよく育成していくことが重要となる。平成３１年度の各種事業を令和２年度は補充・発展・深化させていくことで、未知なる時代を迎える今、下記の事業を重点的に取り組んでいきたいと考えている。

（学校教育振興事業等）

学力向上については、学校教育指導方針と学力向上アクションプランに基づき、児童生徒の学力の定着及び向上を目指す上で必要な予算を計上し、弱点克服と低学力層の底上げの取組をより一層強化していきたいと考えている。特に①津久見市学力テストにより個々

のつまずきをチェックし、具体的な指導・支援の計画を立て、学び残しのない取組を強化する。②学びの基盤となる学級集団づくりについては、的確な集団分析を行い要支援児童・生徒を把握する。③小学校新学習指導要領の完全実施にともなう外国語活動ならびに英語指導を強化・充実させる。また、教育振興については、適応指導教室指導員及びスクールソーシャルワーカーの設置、小中学校への特別支援員の配置及び特別支援教育相談員の派遣、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金等について、継続的な事業効果を目指して予算を計上している。

（保健体育事業）

保健体育事業は、学校保健安全法に基づきながら、児童生徒並びに教職員の健康管理及び保持増進を目的に各種検査等を実施することで、学校保健の充実を図る。さらに市内中学生の体育・スポーツの振興を目的として開催される各種大会に対して補助を行っている。また、平成２７年度から実施しているフッ化物洗口事業にも必要な予算を計上している。

（学校給食事業）

経済的理由によって就学困難な児童の保護者に学校給食で係る費用の一部を援助する。学校給食共同調理場については平成２５年４月から本格稼働しているが、従来からの自校の給食施設とともに、安全で安心な給食を児童生徒に提供するため、施設の維持管理等に必要な予算を計上している。一方、自校方式の調理場は老朽化が進むとともに、調理員が安心・安全に作業する職場環境に様々な課題が生じている。学校給食衛生管理基準に見合った施設設備ならびに職場環境の改善が必要となる。

生涯学習課　〈予算編成方針〉

【生涯学習班】

学校・家庭・地域が協働して取り組む「放課後学習クラブ」や「土曜寺子屋つくみ塾」を引き続き実施する。また、公民館は地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけで

なく、交流の場としても重要な役割を果たしているため、今後も各教室の充実を図っていく。

文化振興については、観劇会・樫の実会を中心に、優れた文化芸術に少しでも多く触れることができるよう引き続きその鑑賞機会を提供していく。

文化財については、指定に向けた協議や保護を文化財調査委員会において進めていく。

市民図書館では、図書の貸出、来館困難者等に対応する移動図書館運営、施設維持管理、展示ホールを活用し、各種芸術文化等の展示を開催する。また、図書館・学校をはじめ家庭や地域における読書活動の推進の取組を計画的に進めていくとともに、相互に連携・協力していくため、津久見市における読書活動の実態を踏まえ、第２次「津久見市子ども読書活動推進計画」を策定する。

【スポーツ施設管理班】

津久見市スポーツ推進計画の理念のもと、より多くの市民が生涯にわたって気軽にスポーツを楽しめるよう、各施設の環境整備を図っていくとともに、スポーツ施設の管理運営については、指定管理者との連携を密にし、市民サービスの向上に努めていく。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連事業としては、オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火フェスティバル（採火式）そして、オリンピックでメダル獲得を目指している郷土選手をみんなで応援し、2020 年 7 月に開幕する「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」への機運醸成を図りたい。

競技スポーツの強化として、県民体育大会については低迷している競技団体を中心に体験会等を実施し、選手のモチベーション高揚に努めます。また、県内一周駅伝大会については、競技力向上支援事業を継続し、駅伝選手団に対し支援を続けていきたい。

市民会館については、施設のより一層の利用促進を図っていく。

議案第　21　号　　津久見市立学校文書取扱要綱の一部改正について

【公 布 文】

津久見市教育委員会告示甲第　号

津久見市立学校文書取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

年　月　日

津久見市教育長

【改正理由】

現行の標準簿冊管理基準表は平成２５年４月１日に施行され約６年が経過している。

各校に学校事務職員が配置されていた頃は、細分化された文書分類であっても迷うことなく処理できたが、未配置校や非常勤事務職員配置校が大多数となった現在では機能させていくことは難しい。また、津久見市の小中学校は文書を保管・保存するスペースが少ないため、可能な限りコンパクトな文書分類にしたい。

このようなことから、簡素で分かりやすい標準簿冊管理基準表に改め学校の文書事務の負担軽減と効率化を図りたい。

【改 正 文】

津久見市立学校文書取扱要綱(平成25年教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

標準簿冊管理基準表（台帳関係）

分類	番号	表簿名	保存年	備考
総務	1	学校に関係のある法令	永	
	2	日課表	5	
	3	担任学級、担任の教科又は科目及び時間表	5	
	4	学校医執務記録簿	5	
	5	学校歯科医執務記録簿	5	
	6	学校薬剤師執務記録簿	5	
	7	学校日誌	5	
	8	文書件名簿	5	
	9	学校沿革誌	永	
	10	給食日誌	5	
	11	その他学校において必要と認める表簿	－	
財務	13	施設台帳（控）	5	
	14	備品台帳	5	
	15	理科教育等設備整備台帳	5	
	16	図書台帳	5	
	17	物品貸出簿	5	
	18	薬品出納簿	5	
	19	薬品使用簿	5	
	20	切手受払簿	5	
	21	その他学校において必要と認める表簿	－	
児童生徒	22	学級別学年別児童生徒名簿	5	
	23	指導要録（学籍の記録）	20	
	24	指導要録（指導の記録）	5	
	25	指導要録の抄本又は写し	5-20	※ただし、児童等が進学した場合に進学先に送る指導要録の抄本又は写しの保存期間は在学年
	26	出席簿	5	
	27	健康診断票	5	
	28	卒業証書授与台帳	永	
	29	学割証交付請求兼発行台帳	5	
	30	証明書発行台帳	5	
	31	その他学校において必要と認める表簿	－	
人事給与	32	職員の名簿	5	
	33	出勤簿	5	
	34	辞令写簿	永	
	35	旅行命令簿兼自家用車使用承認簿	5	
	36	校外勤務簿兼自家用車使用承認簿	5	
	37	自家用車登録申請書及び自家用車使用登録車名簿	5	
	38	職専免研修計画書及び報告書	5	
	39	休暇欠勤等処理簿	5	
	40	復命書	5	
	41	週休日の振替簿	5	
	42	代休日指定簿	5	
	43	宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間割振簿	5	
	44	職員健康診断票	5	
	45	特殊勤務手当（実績）整理簿	5	
	46	時間外勤務命令簿兼振替等整理簿	5	
	47	給料等支給明細書	5	
	48	就労調書	5	
	49	長期勤続休暇対象職員一覧表	5	
	50	その他学校において必要と認める表簿	－	
その他	51	その他学校において必要と認める表簿	－	

別表第1（第7条関係）

標準簿冊管理基準表（往復文書つづり）

大分類		中分類		保存年限	内容
00	一般	010	例規通達	永	県教委又は市教委の規則及び告示並びに県教委又は市教委からの訓令、通達等、例規通達に関する文書
		020	一般文書	3	文書番号のある文書で、他の分類に入らいない文書
		021	一般文書（作品募集）	1	
		022	一般文書（学校運営協議会・学校評議員）	5	学校運営協議会、学校評議員等に関する文書
		023	一般文書（学校評価）	5	自己評価、学校関係者評価等に関する文書
		024	一般文書（学力・体力向上対策事業）	5	
		025	一般文書（学力調査）	5	全国学力・学習状況調査、大分県学力定着状況調査、津久見市学力調査等、学力調査に関する文書
		026	一般文書（服務規律）	5	服務研修等、服務規律に関する文書
		027	一般文書（教職員研修計画）	5	初任者研修、中堅教諭等資質向上研修等、教職員研修計画に関する文書（出張案内は除く。）
		028	一般文書（職場安全衛生委員会）	5	
		029	一般文書（学校関係団体）	3	津久見市教育研究協議会、津久見市人権・同和教育研究会、中体連・中文連等学校関係団体に関する文書
		030	出張案内	5	
		040	生活（生徒）指導	3	
		050	進路指導	3	
		060	学校保健	3	災害共済給付等、学校保健に関する文書
		070	学校安全・安心	3	学校安全計画、施設設備の安全点検、児童生徒等に対する安全指導、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、不登校、いじめ、防災教育コーディネーター、hyper-QU等、学校安全・安心に関する文書
		080	学校給食	3	食中毒注意報等、学校給食に関する文書
		090	雑文書	1	事務連絡等の文書番号のない軽易な文書
10	調査統計	110	調査統計	5	学校基本調査、卒業後の状況調査等、調査統計に関する文書
		120	児童生徒統計	5	児童生徒数報告、いじめ・不登校・問題行動調査等、児童生徒統計に関する文書
20	申請・願い・届け	210	申請・願い・届け	5	教育課程、校務分掌表、休業届、校外指導計画実施届、休暇届、教職員事故報告、備品廃棄申請書等
30	財務	310	一般予算	5	予算配当、予算要求、備品購入等、一般予算に関する文書
		320	施設物品	5	ネットワーク、貸与PC等、施設物品に関する文書
		330	事業費	10	遠距離通学、総合学習事業、へき地・離島教育支援事業等、事業費に関する文書
40	児童生徒	410	学籍	5	入学者名簿、住所等変更異動通知書、区域外通学等、学籍に関する文書
		420	教科書	5	教科書納入指示書、教科書需要数調等、教科書に関する文書
		430	転学	5	児童生徒異動通知書、教科用図書給与証明書、転入学通知書等、転学に関する文書
		440	就学	10	就学援助費、就学支援及び特別支援学級等、就学に関する文書
50	人事	510	人事	5	採用、退職、定数加配等、人事に関する文書
		520	休職	5	休職、育休等、休職に関する文書
		530	免許	5	教員免許状更新講習、免許法認定講習等、免許状に関する文書
60	給与	610	給与	5	昇給昇格、各種手当等、給与に関する文書
		620	旅費	5	旅費請求書等、旅費に関する文書
		630	税務	5	年末調整等、税務に関する文書（年末調整申告書、確認書は除く。）
70	福利厚生	710	公立学校共済組合	3	
		720	大分県教職員互助会	3	
		730	児童手当	5	児童手当支払通知書、児童手当・特例給付受給者台帳等
		740	災害補償	5	公務災害、通勤災害に関する文書

附　則

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

議案第　22　号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

学　校　名	[redacted]	学年	[redacted]
児童・生徒名	[redacted]		
保護者名	[redacted]		
住民票による住所	[redacted]		
居　所	[redacted]		
期　間	[redacted]		
理由所見	保護者	[redacted]	
	校　長	[redacted]	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 4 号及び津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日

津久見市教育委員会

教育長　平　山　正　雄

議案第　23　号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

学　校　名	[redacted]	学年	[redacted]
児童・生徒名	[redacted]		
保護者名	[redacted]		
住民票による住所	[redacted]		
居　所	[redacted]		
期　間	[redacted]		
理由所見	保護者	[redacted]	
	校長	[redacted]	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 4 号及び津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日

津久見市教育委員会

教育長　平　山　正　雄

議案第　24　号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

学　校　名	[redacted]	学年	[redacted]
児童・生徒名	[redacted]		
保　護　者　名	[redacted]		
住民票による住所	[redacted]		
居　　所	[redacted]		
期　　間	[redacted]		
理由所見	保護者	[redacted]	
	校　長	[redacted]	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 4 号及び津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日

津久見市教育委員会

教育長　平　山　正　雄

議案第　25　号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

学　校　名	[redacted]	学年	[redacted]
児童・生徒名	[redacted]		
保　護　者　名	[redacted]		
住民票による住所	[redacted]		
居　　所	[redacted]		
期　　間	[redacted]		
理由所見	保護者	[redacted]	
	校　長	[redacted]	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 4 号及び津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日

津久見市教育委員会

教育長　平　山　正　雄

議案第　26　号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

学　校　名	[redacted]	学年	[redacted]
児童・生徒名	[redacted]		
保　護　者　名	[redacted]		
住民票による住所	[redacted]		
居　　所	[redacted]		
期　　間	[redacted]		
理由所見	保護者	[redacted]	
	校　長	[redacted]	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 4 号及び津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日

津久見市教育委員会

教育長　平　山　正　雄

議案第　27　号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

学　校　名	[redacted]	学年	[redacted]
児童・生徒名	[redacted]		
保　護　者　名	[redacted]		
住民票による住所	[redacted]		
居　　所	[redacted]		
期　　間	[redacted]		
理由所見	保護者	[redacted]	
	校　長	[redacted]	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 4 号及び津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日

津久見市教育委員会

教育長　平　山　正　雄

議案第　28　号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

学　校　名	[redacted]	学年	[redacted]
児童・生徒名	[redacted]		
保　護　者　名	[redacted]		
住民票による住所	[redacted]		
居　　所	[redacted]		
期　　間	[redacted]		
理由所見	保護者	[redacted]	
	校長	[redacted]	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 4 号及び津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日

津久見市教育委員会

教育長　平　山　正　雄

議案第　29　号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

学　校　名	[redacted]	学年	[redacted]
児童・生徒名	[redacted]		
保　護　者　名	[redacted]		
住民票による住所	[redacted]		
居　　所	[redacted]		
期　　間	[redacted]		
理由所見	保護者	[redacted]	
	校　長	[redacted]	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 4 号及び津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日

津久見市教育委員会

教育長　平　山　正　雄

議案第　30　号

津久見市立学校小規模特認校就学の許可について

学　校　名	[redacted]	学年	[redacted]
児童・生徒名	[redacted]		
保　護　者　名	[redacted]		
住民票による住所	[redacted]		
居　　所	[redacted]		
期　　間	[redacted]		
理由所見	保護者	[redacted]	
	校　長	[redacted]	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 4 号及び津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日

津久見市教育委員会

教育長　平　山　正　雄

議案第　31　号

津久見市立学校小規模特認校就学の許可について

学　校　名	[redacted]	学年	[redacted]
児童・生徒名	[redacted]		
保　護　者　名	[redacted]		
住民票による住所	[redacted]		
居　　所	[redacted]		
期　　間	[redacted]		
理由所見	保護者	[redacted]	
	校　長	[redacted]	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 4 号及び津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日

津久見市教育委員会

教育長　平　山　正　雄

(3)　報　告

①　1、2月の行事報告について

1月24日(金)	・第3回大分県市町村教育長会
25日(土)	・北沢善一先生サイエンスショー（つくみ塾児童）
26日(日)	・県体スキー競技（九重町）男子9位
	・第4回津久見市バレーボール大会
27日(月)	・子ども子育て会議（岩尾課長出席）
28日(火)	・第4回津久見高校研究成果発表会
29日(水)	・ICT連絡協議会（県教育センター）
31日(金)	・津久見市総合計画審議会（市民会館）
2月1日(土)	・津久見市ソフトボール協会総会
	・アジャタ大会（市民体育館）
	・津久見高校野球部市民球場清掃ボランティア
2日(日)	・第42回子ども会児童文化祭
4日(火)	・第12回校長会議
	・大分教育事務所長面談
5日(水)	・津友会（大分市）
6日(木)	・第8回教頭会議
7日(金)	・部落解放同盟大分県支部清田委員長講演
8日(土)	・漢字検定検査34名受験
	・河津桜まつり開会式　～3月8日(日)
9日(日)	・第二中学生徒ふるさとCM大賞出演（わさだタウン）

10 日(月)　・大分教育事務所長面談

・第一中学校北沢先生サイエンス講義

・第 62 回県内一周駅伝競走大会津久見市役員結団式

12 日(水)　・第二中学校北沢先生サイエンス講義

・キリシタン・南蛮文化交流協定協議会（大分市）

15 日(土)　・算数検定検査 41 名受験

16 日(日)　・アートフル大分実行委員会事務報告会（県立美術館）

・県内一周駅伝競走大会開会式

・災害時避難所訓練研修（大分市）

17 日(月)　・大分教育事務所長面談

・県内一周駅伝競走大会（津久見市応援）

18 日(火)　・新型コロナウイルス対策会議

19 日(水)　・津久見小、保戸島小学力向上会議

20 日(木)　・中心部活性化会議

・第 3 回総括安全衛生委員会

・県立美術館と第一中学校の連携事業

・堅徳小、千怒小学力向上会議

21 日(金)　・第 2 回津久見市学力向上会議

・県内一周駅伝競走大会閉会式（大分市）

23 日(日)　・市民合唱祭

25 日(火)　・大分教育事務所長面談

・定例教育委員会

② 2、3月の主な行事予定について

2月27日(木)	第2回就学児情報交換会 第2回文化財調査委員会
2月28日(金)	第13回校長会義 第2回津久見市防災会議
3月 2日(月)	津久見高校卒業式 幼保連絡協議会
3日(火)	定例市議会開会
6日(金)	臨時教育委員会 第一中学校卒業式（教育長）9：30～ 第二中学校卒業式（金田委員）9：30～
8日(日)	公民館まつり
10日(火)	高校入試第一次入学者選抜 市議会一般質問 ～11日(水)
13日(金)	臨時校長会議 市議会予算委員会
14日(土)	土曜寺子屋つくみ塾
15日(日)	徳永ゆうきコンサート（観劇会） 第8回市内合同避難訓練（全職員）
17日(火)	奨学金選考委員会
18日(水)	津愛大学修了式（公民館）
19日(木)	市議会閉会 理科実験授業（第一中）
23日(月)	理科実験授業（第二中）

24日(火)	堅徳小学校卒業式（教育長）10：00～ 青江小学校卒業式（高司委員）9：40～ 津久見小学校卒業式（佐藤委員）9：40～ 千怒小学校卒業式（深井委員）10：00～
25日(木)	定例教育委員会

(4) その他

① 次回の委員会開催日程について

(5) 閉　会